

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月30日

【中間会計期間】 第142期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 紺野邦武

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 財務広報チームリーダー 吉原和子

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 山口啓二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,535	9,794	10,056	21,400	20,102
連結経常利益	百万円	813	630	814	1,303	1,811
連結中間純利益	百万円	500	511	1,041	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,062	1,509
連結純資産額	百万円	23,491	24,316	29,188	23,649	28,593
連結総資産額	百万円	627,572	628,923	628,594	629,145	629,191
1株当たり純資産額	円	114.55	112.47	116.64	115.24	121.67
1株当たり中間純利益	円	2.44	2.48	4.40	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	5.17	7.14
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	2.47	4.36	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	6.85
自己資本比率	%	—	3.69	4.45	—	4.36
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.56	9.72	10.23	8.87	10.21
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,450	△1,458	9,333	17,799	2,456
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△15,730	△1,942	△11,558	△31,671	△4,802
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△300	3,698	△331	△11	3,696
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	46,861	32,856	31,353	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	32,559	33,909
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	574 [262]	557 [259]	543 [257]	568 [263]	543 [254]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。また、平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましても、潜在株式がないので記載しておりません。
 4 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出することになりましたが、当行は該当ありません。
 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部で除して算出しております。
 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	9,013	8,182	8,558	18,378	16,955
経常利益	百万円	821	518	802	1,172	1,565
中間純利益	百万円	511	620	1,054	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,064	1,620
資本金	百万円	15,877	15,927	18,127	15,877	17,277
発行済株式総数	千株	206,359	207,047	240,737	206,359	226,026
純資産額	百万円	23,385	23,103	27,896	23,493	27,314
総資産額	百万円	625,034	626,121	626,128	626,019	626,513
預金残高	百万円	586,691	582,816	582,501	587,202	582,114
貸出金残高	百万円	474,896	468,268	453,798	469,351	465,611
有価証券残高	百万円	84,668	100,152	111,502	100,217	103,416
1株当たり配当額	円	—	—	—	1.50	1.50
自己資本比率	%	—	3.69	4.45	—	4.36
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.39	9.50	9.93	8.62	9.92
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	542 [257]	527 [255]	512 [249]	538 [258]	517 [250]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業関連事業	リース業その他事業	合計
従業員数(人)	516 [250]	27 [7]	543 [257]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員(当中間連結会計期間末人員) 256人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	512 [249]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員(当中間会計期間末人員) 247人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、福島銀行従業員組合と称し、組合員数は370人であり、労使間において特記すべき事項はありません。
4 従業員数は、執行役員 1名を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

〔経営方針〕

（経営の基本方針）

当行は、福島県を主たる営業基盤とした地域金融機関として、地元の企業・個人等との預貸金ビジネスを主としつつ、有価証券投資業務等の市場営業や投資信託・個人年金保険の窓口販売業務にも力を入れております。

当行は、次の3つのビジョンを掲げて営業しております。

- ① 強い銀行—株式会社として、如何なる経営環境にも耐えられる強い収益力を持った銀行を目指してまいります。
- ② 親切で便利な銀行—金融サービス業として、顧客のニーズの多様化や高度化に対応し、独自性に富んだ木目細かなサービスの提供を目指してまいります。
- ③ 透明性の高い銀行—外部の信頼を確保するとともに、内部の規律を維持していくためにも、経営情報の積極的な開示に努めてまいります。

（利益分配に関する基本方針）

利益分配につきましては、当行は利益剰余金がまだ低水準であることから、当面は内部留保を優先せざるを得ない状況ではありますが、株主に対する利益還元を経営の最重要課題と考え、フローの利益とストックの内部留保に応じて、弾力的に株主に配分することを基本方針としております。

（中長期的な経営戦略）

当行は、本年度を最終年度とする3ヵ年中期経営計画「プラン68」を推進中です。「プラン68」における最大の目標である不良債権比率の引き下げは、平成18年度で最終目標を1年前倒しで達成しました。

「プラン68」において目標とする経営指標は次のとおりです。

（単 体）

（金額単位：億円）

		「プラン68」計画			実績		
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 見込
財務	不良債権比率※	9.9%	7.8%	6.8%	9.0%	6.5%	5.6%
	自己資本比率	8.1%	8.2%	8.6%	8.6%	9.9%	10.2%
損益	コア業務純益	61	64	68	63	59	54
	経常利益	10	12	17	11	15	24
	当期純利益	12	15	20	10	16	26

※金融再生法ベースの不良債権比率を記載しております。

〔経営成績〕

（経営の環境）

当行グループが主たる営業基盤とする福島県の経済状況をみると製造業が総じて順調な一方、非製造業では公共事業の削減、個人消費の低迷などに苦しむ企業も少なくないように思われます。

米国のサブプライムローン問題については、当行グループはそれを組込んだ商品を購入しておらず、直接的な影響は皆無であります。ただ、サブプライムローン問題を契機として株安、米ドル安（円高）が進行しており、原油高とも相俟って、景気の先行きはここにきて不透明感が強まっていると考えております。

このような経営環境の中、当行グループの業績は以下のとおりとなりました。

（業績）

①当期の営業成績

当中間連結会計期間末の預金につきましては、前連結会計年度末比453百万円増加し、581,024百万円（対前連結会計年度末比0.07%増）となりました。主な要因は、一般法人預金が資金効率化により減少した一方で、個人預金が預金金利の上昇から定期を中心に増加したことによるものです。

一方、貸出金につきましては、前連結会計年度末比11,810百万円減少し、450,535百万円（同2.55%減）となりました。主な要因は、住宅ローンを中心とした個人向けローンは引き続き増加しているものの、事業性貸出が落ち込んだことによるものです。

有価証券につきましては、前連結会計年度末比8,085百万円増加し、111,741百万円（同7.79%増）となりました。主な要因は、資金の効率的運用を目的として、中期債を中心に増加したことによるものです。

投資信託等の預り資産につきましては、前連結会計年度末比5,651百万円増加し、78,032百万円（同7.80%増）となりました。預り資産につきましては、引き続き増加傾向にあります。

②当期の損益

当中間連結会計期間の損益をみると、経常収益は前中間連結会計期間比262百万円増加し、10,056百万円（対前中間連結会計期間比2.6%増）となりました。主な要因は、貸出金利回りの上昇による貸出金利息の増加及び有価証券利息収入の増加によるものです。

経常利益は前中間連結会計期間比184百万円増加し、814百万円（同29.0%増）となりました。主な要因は、不良債権処理に伴う費用が減少したことによるものです。

中間純利益は前中間連結会計期間比530百万円増加し、1,041百万円（同103.6%増）となりました。主な要因は、経常利益の増加に加え、償却債権取立益が増加したこと及び固定資産の減損処理がなかったことによるものです。

単体ベースの損益をみると、経常収益は前中間会計期間比376百万円増加し8,558百万円（対前中間会計期間比4.5%増）、経常利益は同284百万円増加し802百万円（同54.9%増）、中間純利益は同434百万円増加し1,054百万円（同69.9%増）となりました。

③財務の状況

当中間期末の不良債権残高（金融再生法基準、単体ベース）は前期末比2,144百万円減少し、28,595百万円（対前期比6.9%減）となりました。不良債権比率（与信残高に占める不良債権の割合）は前期末比0.3ポイント低下し、6.2%となりました。中期経営計画「プラン68」に掲げた不良債権比率の目標6.8%は既にクリアしておりますが、引き続き低下傾向にあり、財務内容は更に良くなったと考えております。

連結自己資本比率は、その他有価証券の評価差損により自己資本が減少したものの、自己資本比率算定の分母となる資産の中心である貸出金の減少に伴う信用リスクの減少により、前連結会計年度末比ほぼ横這いの10.23%となりました。なお、単体自己資本比率は9.93%となっております。

（事業の種類別セグメントの業績）

銀行業関連事業の経常収益は、貸出金利回り上昇による貸出金利息の増加及び有価証券利息配当金の増加等により前中間連結会計期間比363百万円増加して8,561百万円となりました。一方、経常費用については、不良債権処理費用が減少したものの預金利回りの上昇等により前中間連結会計期間比100百万円増加して7,872百万円となりました。その結果、経常利益は前中間連結会計期間比261百万

円増加して763百万円となりました。

リース業その他事業における経常収益は、リース契約高の減少によりリース料収入は減収となり前中間連結会計期間比101百万円減少して1,495百万円となりました。経常費用はリース原価の減少を主因に前中間連結会計期間比77百万円減少して1,476百万円となりました。その結果、経常利益は前中間連結会計期間比78百万円減少して50百万円となりました。

[連結キャッシュ・フローの状況]

当中間連結会計期間の連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、営業活動により資金が増加したのに対し、投資活動及び財務活動による支出が収入を上回ったことから、前連結会計年度比2,555百万円減少し、31,353百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フローの状況)

営業活動により得られた資金は、9,333百万円で前中間連結会計期間比10,791百万円収支がプラスとなりました。これは主に、貸出金の減少による収入が増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フローの状況)

投資活動により支出した資金は、11,558百万円で前中間連結会計期間比9,616百万円増加しました。これは主に、有価証券の取得による支出が増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フローの状況)

財務活動により支出した資金は、331百万円で前中間連結会計期間比4,029百万円収支がマイナスとなりました。これは主に、前中間連結会計期間には新株予約権付社債の発行による収入があったことによるものです。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、貸出金利回りの上昇による貸出金利息収入の増加及び有価証券残高の増加による有価証券利息配当金の増加があったものの、預金金利の引上げによる預金利息の増加がそれを上回ったため、前中間連結会計期間比63百万円減益の6,064百万円となりました。

役務取引等収支は、投資信託の預かり資産残高の増加に伴う投資信託窓口販売業務関連手数料が増加したものの、預金・貸付業務関連手数料の減少により、前中間連結会計期間比15百万円減益の644百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却益の増加により、前中間連結会計期間比44百万円増益の64百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	6,030	116	△19	6,127
	当中間連結会計期間	5,949	132	△17	6,064
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,510	132	△57	6,585 ⁽¹⁵⁾
	当中間連結会計期間	6,951	171	△55	7,067 ⁽³⁸⁾
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	480	15	△38	457 ⁽¹⁵⁾
	当中間連結会計期間	1,002	39	△37	1,003 ⁽³⁸⁾
役務取引等収支	前中間連結会計期間	661	2	△4	659
	当中間連結会計期間	649	2	△7	644
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,222	4	△21	1,205
	当中間連結会計期間	1,188	4	△21	1,171
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	560	2	△16	546
	当中間連結会計期間	538	2	△14	527
その他業務収支	前中間連結会計期間	21	6	△8	20
	当中間連結会計期間	67	5	△7	64
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	36	6	△8	35
	当中間連結会計期間	83	5	△7	81
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	15	—	—	15
	当中間連結会計期間	16	—	—	16

- (注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。
 3 相殺消去額(△)は、グループ内の取引額であります。
 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内・国際業務部門合計の資金運用勘定は、貸出金利回りの上昇及び有価証券残高の増加を主因に、資金運用勘定利息が7,028百万円（前中間連結会計期間比6.9%増加）、利回りは2.41%（前中間連結会計期間比0.13ポイント上昇）となりました。

一方、資金調達勘定は、預金利回りの上昇を主因に、資金調達勘定利息が964百万円（前中間連結会計期間比118.0%増加）、利回りは0.33%（前中間連結会計期間比0.18ポイント上昇）となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(10,341) 580,875	(15) 6,510	2.23
	当中間連結会計期間	(17,650) 587,562	(38) 6,951	2.35
うち貸出金	前中間連結会計期間	462,535	6,065	2.61
	当中間連結会計期間	452,638	6,174	2.72
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	37	0	0.76
	当中間連結会計期間	48	0	0.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	89,400	414	0.92
	当中間連結会計期間	89,742	670	1.48
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	14,157	14	0.20
	当中間連結会計期間	23,541	64	0.54
うち預け金	前中間連結会計期間	4,402	0	0.02
	当中間連結会計期間	3,941	3	0.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	583,643	480	0.16
	当中間連結会計期間	580,491	1,002	0.34
うち預金	前中間連結会計期間	573,843	330	0.11
	当中間連結会計期間	571,817	865	0.30
うち借入金	前中間連結会計期間	6,931	76	2.18
	当中間連結会計期間	6,003	63	2.09

(注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,677百万円、当中間連結会計期間901百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間1,788百万円、当中間連結会計期間1,989百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,307	132	2.55
	当中間連結会計期間	17,606	171	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	10,174	131	2.58
	当中間連結会計期間	17,485	170	1.94
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	0	3.49
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(10,341) 10,352	(15) 15	0.30
	当中間連結会計期間	(17,650) 17,667	(38) 39	0.44
うち預金	前中間連結会計期間	9	0	0.12
	当中間連結会計期間	15	0	0.22
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	580,840	△7,236	573,604	6,627	△57	6,569	2.28
	当中間連結会計期間	587,518	△6,820	580,698	7,084	△55	7,028	2.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	462,535	△4,387	458,147	6,065	△38	6,027	2.62
	当中間連結会計期間	452,638	△4,293	448,345	6,174	△37	6,137	2.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	37	—	37	0	—	0	0.76
	当中間連結会計期間	48	—	48	0	—	0	0.94
うち有価証券	前中間連結会計期間	99,575	△1,561	98,014	545	△19	526	1.07
	当中間連結会計期間	107,227	△1,016	106,210	841	△17	823	1.54
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	14,157	—	14,157	14	—	14	0.20
	当中間連結会計期間	23,541	—	23,541	64	—	64	0.54
うち預け金	前中間連結会計期間	4,402	△1,287	3,115	0	△0	0	0.03
	当中間連結会計期間	3,941	△1,509	2,431	3	△0	2	0.17
資金調達勘定	前中間連結会計期間	583,654	△5,674	577,979	480	△38	442	0.15
	当中間連結会計期間	580,508	△5,803	574,704	1,002	△37	964	0.33
うち預金	前中間連結会計期間	573,853	△1,287	572,565	330	△0	330	0.11
	当中間連結会計期間	571,833	△1,509	570,323	865	△0	864	0.30
うち借入金	前中間連結会計期間	6,931	△4,387	2,543	76	△38	37	2.96
	当中間連結会計期間	6,033	△4,293	1,739	63	△37	26	3.02

(注) 1 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託窓口販売関連手数料が預かり資産残高の増加により増加しましたが、預金・貸出業務関連手数料及び保険窓口販売手数料が減少したことにより、1,171百万円（前中間連結会計期間比2.8%減少）となりました。一方、役務取引等費用は支払手数料の減少により527百万円（前中間連結会計期間比3.4%減少）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,222	4	△21	1,205
	当中間連結会計期間	1,188	4	△21	1,171
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	479	—	△18	461
	当中間連結会計期間	431	—	△18	413
うち為替業務	前中間連結会計期間	331	4	△3	332
	当中間連結会計期間	325	4	△3	326
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	4	—	—	4
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
うち代理業務	前中間連結会計期間	20	—	—	20
	当中間連結会計期間	17	—	—	17
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	26	—	—	26
	当中間連結会計期間	25	—	—	25
うち保証業務	前中間連結会計期間	7	—	—	7
	当中間連結会計期間	7	—	—	7
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	106	—	—	106
	当中間連結会計期間	80	—	—	80
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	244	—	—	244
	当中間連結会計期間	294	—	—	294
役務取引等費用	前中間連結会計期間	560	2	△16	546
	当中間連結会計期間	538	2	△14	527
うち為替業務	前中間連結会計期間	71	2	—	73
	当中間連結会計期間	69	2	—	72

(注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	582,806	9	△1,591	581,224
	当中間連結会計期間	582,473	27	△1,476	581,024
うち流動性預金	前中間連結会計期間	201,571	—	△1,591	199,979
	当中間連結会計期間	198,961	—	△1,416	197,545
うち定期性預金	前中間連結会計期間	379,697	—	—	379,697
	当中間連結会計期間	382,039	—	△60	381,979
うちその他	前中間連結会計期間	1,537	9	—	1,546
	当中間連結会計期間	1,472	27	—	1,500
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	582,806	9	△1,591	581,224
	当中間連結会計期間	582,473	27	△1,476	581,024

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	464,865	100.00	450,535	100.00
製造業	34,017	7.32	32,575	7.23
農業	1,758	0.38	1,566	0.35
林業	64	0.02	77	0.02
漁業	106	0.02	108	0.02
鉱業	728	0.16	682	0.15
建設業	38,129	8.20	33,504	7.44
電気・ガス・熱供給・水道業	142	0.03	153	0.03
情報通信業	2,648	0.57	2,404	0.53
運輸業	11,949	2.57	12,017	2.67
卸売・小売業	41,899	9.01	41,785	9.28
金融・保険業	35,202	7.57	38,735	8.60
不動産業	41,103	8.84	33,485	7.43
各種サービス業	75,184	16.18	69,257	15.37
地方公共団体	22,836	4.91	28,297	6.28
その他	159,092	34.22	155,883	34.60
国際業務部門	—	—	—	—
合計	464,865	—	450,535	—

(注) 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	61,223	—	—	61,223
	当中間連結会計期間	61,745	—	—	61,745
地方債	前中間連結会計期間	2,400	—	—	2,400
	当中間連結会計期間	2,612	—	—	2,612
社債	前中間連結会計期間	7,573	—	—	7,573
	当中間連結会計期間	9,190	—	—	9,190
株式	前中間連結会計期間	12,188	—	△ 1,343	10,844
	当中間連結会計期間	10,300	—	△ 875	9,424
その他の証券	前中間連結会計期間	7,493	10,875	—	18,368
	当中間連結会計期間	8,416	20,352	—	28,769
合計	前中間連結会計期間	90,878	10,875	△ 1,343	100,410
	当中間連結会計期間	92,264	20,352	△ 875	111,741

(注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3 相殺消去額(△)は、グループ内の持合額等であります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	6,841	6,804	△37
コア業務粗利益	6,828	6,745	△83
経費(除く臨時処理分)	3,939	4,098	159
人件費	1,793	1,921	128
物件費	1,875	1,885	10
税金	271	292	21
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,901	2,705	△196
一般貸倒引当金繰入額	△86	△44	42
業務純益	2,987	2,749	△238
うち債券関係損益	13	58	45
コア業務純益	2,888	2,646	△242
臨時損益	△2,469	△1,946	523
株式関係損益	130	△272	△402
不良債権処理損失	2,592	1,717	△875
貸出金償却	986	1,231	245
個別貸倒引当金繰入額	1,537	414	△1,123
債権売却損	67	71	4
その他臨時損益	△7	43	50
経常利益	518	802	284
特別損益	84	266	182
うち固定資産処分損益	△39	△9	30
税引前中間純利益	602	1,068	466
法人税、住民税及び事業税	11	14	3
法人税等調整額	△29	—	29
中間純利益	620	1,054	434
OHR(経費 / コア業務粗利益)	57.6%	60.2%	2.6%

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 コア業務粗利益=業務粗利益-債券関係損益

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 コア業務純益=業務純益(一般貸倒引当金繰入前)-債券関係損益

5 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

6 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

7 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

8 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.23	2.35	0.12
(イ)貸出金利回	2.61	2.72	0.11
(ロ)有価証券利回	0.90	1.46	0.56
(2) 資金調達原価 ②	1.49	1.74	0.25
(イ)預金等利回	0.11	0.30	0.19
(ロ)外部負債利回	3.26	2.14	△1.12
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.74	0.61	△0.13

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	24.83	19.54	△5.29
業務純益ベース	25.57	19.86	△5.71
中間純利益ベース	5.30	7.61	2.31

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	582,816	582,501	△315
預金(平残)	573,853	571,833	△2,020
貸出金(末残)	468,268	453,798	△14,470
貸出金(平残)	461,487	451,609	△9,878

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	452,347	455,289	2,942
法人	130,459	127,183	△3,276
合計	582,806	582,473	△333

(注) 譲渡性預金及び国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	122,516	123,331	815
住宅ローン残高	108,309	110,486	2,177
その他ローン残高	14,207	12,844	△1,363

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	400,255	376,288	△23,967
総貸出金残高	② 百万円	468,268	453,798	△14,470
中小企業等貸出金比率	①/② %	85.47	82.91	△2.56
中小企業等貸出先件数	③ 件	98,129	94,697	△3,432
総貸出先件数	④ 件	98,207	94,776	△3,431
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.92	99.91	△0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	11	67	4	51
保証	561	3,421	432	1,805
計	572	3,488	436	1,856

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,927	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	3,499	5,699
	利益剰余金	3,673	5,374
	自己株式(△)	97	100
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	401	1,723
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,108	1,192
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	552
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	23,710	28,016
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	23,710	28,016
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	768	773
	一般貸倒引当金	2,319	2,197
	負債性資本調達手段等	9,400	5,000
	うち永久劣後債務(注2)	4,400	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,000	5,000
計	12,488	7,970	
うち自己資本への算入額 (B)	12,488	7,970	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	36,097	35,987
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	357,894	323,672
	オフ・バランス取引等項目	13,232	1,737
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	325,410
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	—	26,194
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,095
計(E)+(F) (注5) (H)	371,126	351,604	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)	9.72	10.23	
(参考) Tier 1比率 = A/H×100(%)	—	7.96	

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23号第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額であります。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,927	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	3,488	5,688
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	164	232
	その他利益剰余金	3,340	4,976
	その他	—	—
	自己株式(△)	21	24
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	403	1,723
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	552
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	22,496	26,724
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	22,496	26,724	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	768	773
	一般貸倒引当金	2,291	2,182
	負債性資本調達手段等	9,400	5,000
	うち永久劣後債務(注2)	4,400	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,000	5,000
	計	12,460	7,955
うち自己資本への算入額 (B)	12,460	7,955	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	34,856	34,680
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	353,440	321,082
	オフ・バランス取引項目	13,232	1,737
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	322,819
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	—	26,368
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,109
計(E) + (F) (注5) (H)	366,673	349,188	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)		9.50	9.93
(参考) Tier 1比率 = A/H × 100(%)		—	7.65

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に從った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	110	91
危険債権	222	152
要管理債権	71	42
小計 (A)	404	285
正常債権	4,321	4,295
合計 (B)	4,725	4,581
不良債権比率 (A) / (B)	8.5%	6.2%

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成19年度は、中期経営計画「プラン68」の最終年度であり、最大の課題であった不良債権比率の引下げは1年前倒しで目標を達成しましたが、山を越えたとは言え不良債権問題が完了した訳ではなく、更なる不良債権削減に努めていく所存です。

また、郵政民営化による競争激化や、本年9月に施行された金融商品取引法への完全対応等、課題は山積みしておりますが、営業・リスク管理・事務などの業務の高度化と効率化を進め、これら課題に対応していきたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設・除却等はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	240,737,383	240,737,383	東京証券取引所 市場第一部	—
計	240,737,383	240,737,383	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年5月23日	14,710	240,737	850,000	18,127,739	850,000	5,688,702

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。 発行価額 113円～129円 資本組入額 56円～64円

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,787	3.23
福島保証サービス株式会社	福島県福島市万世町2番5号	5,062	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,831	2.00
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,972	1.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,934	1.63
ゴールドマン・サックス・インター ナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス・証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U, K (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本 木ヒルズ 森タワー)	3,658	1.51
株式会社アラジン	福島県郡山市柏山町2番地	3,249	1.34
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,135	1.30
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,862	1.18
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	2,754	1.14
計	—	41,244	17.13

(注) 1. 福島保証サービス株式会社が所有している上記株式については、会社法第308条第1項の規定により議決権が制限されております。

2. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,787千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,831千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,934千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 154,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 239,726,000	239,726	—
単元未満株式	普通株式 857,383	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	240,737,383	—	—
総株主の議決権	—	239,726	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、41,000株(議決権41個)含まれております。

3 「単元未満株式」の株式数の欄には当行所有の自己株式786株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町 2番5号	154,000	—	154,000	0.06
計	—	154,000	—	154,000	0.06

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は前記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	147	140	138	137	128	116
最低(円)	135	121	129	128	111	99

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	36,423	5.79	32,698	5.20	35,199	5.59
コールローン及び買入手形		—	—	5,000	0.79	—	—
商品有価証券		27	0.00	66	0.01	42	0.01
金銭の信託		1,836	0.29	1,988	0.32	1,903	0.30
有価証券	※1,9	100,410	15.97	111,741	17.78	103,656	16.48
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8,10	464,865	73.92	450,535	71.67	462,345	73.48
外国為替	※8	81	0.01	59	0.01	16	0.00
その他資産	※9	9,601	1.53	10,287	1.64	9,571	1.52
有形固定資産	※11, 12,13	18,105	2.88	17,314	2.75	17,591	2.80
無形固定資産		881	0.14	866	0.14	925	0.15
繰延税金資産		6,235	0.99	6,280	1.00	6,139	0.98
支払承諾見返	※17	3,488	0.55	1,856	0.30	2,164	0.34
貸倒引当金	※7	△13,034	△2.07	△10,101	△1.61	△10,364	△1.65
資産の部合計		628,923	100.00	628,594	100.00	629,191	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	581,224	92.42	581,024	92.43	580,571	92.27
借入金	※9,14	2,105	0.33	1,621	0.26	1,858	0.30
外国為替		1	0.00	—	—	0	0.00
社債	※15	4,500	0.72	4,500	0.72	4,500	0.72
新株予約権付社債	※16	4,400	0.70	—	—	1,700	0.27
その他負債		5,585	0.89	6,728	1.07	6,173	0.98
賞与引当金		—	—	133	0.02	135	0.02
退職給付引当金		2,198	0.35	2,290	0.36	2,259	0.36
役員退職慰労引当金		—	—	149	0.02	135	0.02
利息返還損失引当金		—	—	2	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11	1,101	0.17	1,099	0.18	1,099	0.17
支払承諾	※17	3,488	0.55	1,856	0.30	2,164	0.34
負債の部合計		604,606	96.13	599,406	95.36	600,597	95.45
(純資産の部)							
資本金		15,927	2.53	18,127	2.88	17,277	2.75
資本剰余金		3,499	0.56	5,699	0.91	4,849	0.77
利益剰余金		3,673	0.58	5,374	0.86	4,659	0.74
自己株式		△97	△0.01	△100	△0.02	△99	△0.02
株主資本合計		23,003	3.66	29,100	4.63	26,687	4.24
その他有価証券評価差額金		△401	△0.06	△1,723	△0.28	108	0.02
土地再評価差額金	※11	606	0.09	618	0.10	618	0.10
評価・換算差額等合計		204	0.03	△1,104	△0.18	727	0.12
少数株主持分		1,108	0.18	1,192	0.19	1,178	0.19
純資産の部合計		24,316	3.87	29,188	4.64	28,593	4.55
負債及び純資産の部合計		628,923	100.00	628,594	100.00	629,191	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		9,794	100.00	10,056	100.00	20,102	100.00
資金運用収益		6,569		7,028		13,494	
(うち貸出金利息)		(6,027)		(6,137)		(12,116)	
(うち有価証券利息配当金)		(526)		(823)		(1,325)	
役務取引等収益		1,205		1,171		2,392	
その他業務収益		35		81		41	
その他経常収益		1,984		1,774		4,174	
経常費用		9,164	93.57	9,242	91.90	18,290	90.99
資金調達費用		443		967		1,079	
(うち預金利息)		(330)		(864)		(861)	
役務取引等費用		546		527		972	
その他業務費用		15		16		36	
営業経費		4,037		4,256		8,136	
その他経常費用	※1	4,121		3,474		8,065	
経常利益		630	6.43	814	8.10	1,811	9.01
特別利益	※2	164	1.68	276	2.75	355	1.77
特別損失	※3	80	0.81	9	0.10	309	1.54
税金等調整前中間(当期)純利益		715	7.30	1,081	10.75	1,858	9.24
法人税、住民税及び事業税		78	0.79	89	0.89	115	0.57
法人税等調整額		△52	△0.53	△67	△0.67	△23	△0.12
少数株主利益		178	1.82	18	0.18	256	1.28
中間(当期)純利益		511	5.22	1,041	10.35	1,509	7.51

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,877	3,458	3,415	△155	22,596
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	50	50			100
剰余金の配当(注)			△297		△297
中間純利益			511		511
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			44		44
少数株主持分比率の変動		△8		59	50
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	50	41	258	57	407
平成18年9月30日残高(百万円)	15,927	3,499	3,673	△97	23,003

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	402	650	1,053	983	24,633
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行			—		100
剰余金の配当(注)			—		△297
中間純利益			—		511
自己株式の取得			—		△2
自己株式の処分			—		0
土地再評価差額金の取崩		△44	△44		—
少数株主持分比率の変動			—	115	165
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△804		△804	9	△795
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△804	△44	△849	124	△316
平成18年9月30日残高(百万円)	△401	606	204	1,108	24,316

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	17,277	4,849	4,659	△99	26,687
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	850	850			1,700
剰余金の配当(注)			△326		△326
中間純利益			1,041		1,041
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	850	849	714	△1	2,412
平成19年9月30日残高(百万円)	18,127	5,699	5,374	△100	29,100

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	1,178	28,593
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行			—		1,700
剰余金の配当(注)			—		△326
中間純利益			—		1,041
自己株式の取得			—		△1
自己株式の処分			—		0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,832		△1,832	14	△1,818
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,832	—	△1,832	14	594
平成19年9月30日残高(百万円)	△1,723	618	△1,104	1,192	29,188

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,877	3,458	3,415	△155	22,596
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,400	1,400			2,800
剰余金の配当(注)			△297		△297
当期純利益			1,509		1,509
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			32		32
少数株主持分比率の変動		△8		59	50
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,400	1,391	1,244	55	4,091
平成19年3月31日残高(百万円)	17,277	4,849	4,659	△99	26,687

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	402	650	1,053	983	24,633
連結会計年度中の変動額					
新株の発行			—		2,800
剰余金の配当(注)			—		△297
当期純利益			—		1,509
自己株式の取得			—		△3
自己株式の処分			—		0
土地再評価差額金の取崩		△32	△32		—
少数株主持分比率の変動			—	115	165
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△294		△294	79	△215
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△294	△32	△326	194	3,959
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	1,178	28,593

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		715	1,081	1,858
減価償却費		1,220	1,102	2,371
減損損失		39	—	148
持分法による投資損益(△)		△9	△4	△14
貸倒引当金の増減(△)額		1,603	472	889
賞与引当金の増減(△)額		—	△2	135
退職給付引当金の 増減(△)額		90	30	151
役員退職慰労引当金の増減 (△)額		—	13	135
利息返還損失引当金の増減 (△)額		—	2	—
資金運用収益		△6,569	△7,028	△13,494
資金調達費用		443	967	1,079
有価証券関係損益(△)		△143	213	△683
金銭の信託の運用損益(△)		69	10	△3
固定資産処分損益(△)		39	9	59
貸出金の純増(△)減		875	11,098	1,569
預金の純増減(△)		△4,994	453	△5,647
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		111	△236	△135
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△1,629	△54	648
コールローン等の純増(△) 減		—	△5,000	—
外国為替(資産)の 純増(△)減		△52	△42	12
外国為替(負債)の 純増減(△)		0	△0	△0
資金運用による収入		6,456	6,955	13,467
資金調達による支出		△256	△677	△694
その他		581	77	673
小計		△1,408	9,439	2,525
法人税等の支払額		△50	△105	△69
営業活動による キャッシュ・フロー		△1,458	9,333	2,456
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△10,033	△29,843	△25,243
有価証券の売却による収入		3,053	1,052	7,757
有価証券の償還による収入		5,644	18,144	14,155
金銭の信託の増加による 支出		—	△96	—
有形固定資産の取得に よる支出		△637	△738	△1,295
無形固定資産の取得に よる支出		△109	△77	△307
有形固定資産の売却に よる収入		140	0	130
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,942	△11,558	△4,802

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		500	—	500
劣後特約付借入金 の返済による支出		△1,000	—	△1,000
新株予約権付社債 の発行による収入		4,500	—	4,500
配当金支払額		△297	△326	△297
少数株主への配当 金支払額		△3	△3	△3
自己株式の取得による 支出		△2	△1	△3
自己株式の売却による 収入		0	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー		3,698	△331	3,696
Ⅳ現金及び現金同等物 に係る換算差額		—	—	—
Ⅴ現金及び現金同等物 の増減(△)額		297	△2,555	1,350
Ⅵ現金及び現金同等物 の期首残高		32,559	33,909	32,559
Ⅶ現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	32,856	31,353	33,909

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社3社 連結子会社は、株式会社ふくぎんリース、福島保証サービス株式会社、福銀ユーザーカード株式会社であります。	連結子会社3社 子会社は全て連結しております。 連結子会社は、株式会社ふくぎんリース、福島保証サービス株式会社、福銀ユーザーカード株式会社であります。	連結子会社3社 子会社は全て連結しております。連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。
2 持分法の適用に関する事項	関連会社は株式会社東北バンキングシステムズ1社であり、持分法を適用しております。	同左	同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日はいずれも9月末日であります。	同左	連結子会社の決算日はいずれも3月末日であります。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 連結子会社は商品有価証券を保有しておりません。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しておりますが、株式会社ふくぎんリースにおけるリース資産については、リース期間定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年 また、リース資産については、リース期間定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更が、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年 また、リース資産については、リース期間定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 21百 万円減少しております。	
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しておりますが、リース資産については、リース期間定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,247百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,529百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,461百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
		(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当中間連結会計期間より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が4百万円増加しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が9百万円増加しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労金は、前中間連結会計期間まで支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、前連結会計年度末より会社内規に基づき連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。</p> <p>これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、経常利益は17百万円、税金等調整前中間純利益は117百万円多く計上されております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。	
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社に外貨建資産・負債はありません。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行は、貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 同左
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(13) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(13) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	
		<p>(役員退職慰労引当金) 従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、当連結会計年度より会社内規に基づき当連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度の発生額35百万円は営業経費に、過年度分100百万円は特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益は35百万円、税金等調整前当期純利益は135百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 なお、この変更は上記報告をうけて行っていることから、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法による場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、税金等調整前中間純利益が117百万円多く計上されております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,208百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は27,415百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
		<p>(自行保証付私募債の保証に係る支払承諾)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,580百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から次のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式49百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,906百万円、延滞債権額は30,182百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は154百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,970百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,214百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から5に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式45百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,401百万円、延滞債権額は21,806百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は167百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,060百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,435百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から5に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式44百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,071百万円、延滞債権額は22,966百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は99百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は30,558百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,425百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、18,993百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額33,189百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,562百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="159 1254 478 1388"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,572百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,937百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,405百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等1百万円が含まれております。</p>	有価証券	1,572百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,937百万円	借入金	800百万円	<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、5,893百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、14,840百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,228百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額29,069百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,894百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="574 1254 893 1388"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,206百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,650百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,001百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金188百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	有価証券	1,206百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,650百万円	借入金	600百万円	<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,366百万円であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、17,051百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,462百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="989 1254 1308 1388"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,389百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,400百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	有価証券	1,389百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,400百万円	借入金	800百万円
有価証券	1,572百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	2,937百万円																									
借入金	800百万円																									
有価証券	1,206百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	1,650百万円																									
借入金	600百万円																									
有価証券	1,389百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	2,400百万円																									
借入金	800百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,414百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が33,814百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,124百万円あります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,549百万円あります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,429百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,522百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,519百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 23,831百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 23,982百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 23,804百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれておりません。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれておりません。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれておりません。</p>
<p>※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。</p>	<p>※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。</p>	<p>※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。</p>
<p>※16 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債4,400百万円であります。</p>	<p>※16 ———</p>	<p>※16 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債1,700百万円であります。</p>
<p>※17 ———</p>	<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,680百万円であります。 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、前連結会計年度末から相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,080百万円減少します。</p>	<p>※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,580百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,603百万円及び貸出金償却1,000百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益の主なものは、償却債権取立益164百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は固定資産処分損40百万円及び減損損失39百万円であります。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ4ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">地域</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">福島県内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主な用途</td> <td style="text-align: center;">遊休資産 3ヶ所</td> <td style="text-align: center;">遊休資産 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減損損失</td> <td style="text-align: center;">6百万円</td> <td style="text-align: center;">33百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内		主な用途	遊休資産 3ヶ所	遊休資産 1ヶ所	種類	土地	建物	減損損失	6百万円	33百万円	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額472百万円、貸出金償却1,248百万円及び株式等償却383百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益の主なものは、償却債権取立益276百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は固定資産処分損9百万円であります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,363百万円、債権売却損2,103百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益の主なものは、償却債権取立益355百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は固定資産処分損60百万円、減損損失148百万円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額100百万円であります。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ10ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">地域</td> <td style="text-align: center;">福島県内</td> <td style="text-align: center;">福島県内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主な用途</td> <td style="text-align: center;">事業用資産 1ヶ所</td> <td style="text-align: center;">遊休資産 9ヶ所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類</td> <td style="text-align: center;">土地・建物</td> <td style="text-align: center;">その他の 有形固定 資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減損損失</td> <td style="text-align: center;">140百万円</td> <td style="text-align: center;">7百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失の内訳は、建物50百万円、土地90百万円、その他の有形固定資産7百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	福島県内	主な用途	事業用資産 1ヶ所	遊休資産 9ヶ所	種類	土地・建物	その他の 有形固定 資産	減損損失	140百万円	7百万円
地域	福島県内																									
主な用途	遊休資産 3ヶ所	遊休資産 1ヶ所																								
種類	土地	建物																								
減損損失	6百万円	33百万円																								
地域	福島県内	福島県内																								
主な用途	事業用資産 1ヶ所	遊休資産 9ヶ所																								
種類	土地・建物	その他の 有形固定 資産																								
減損損失	140百万円	7百万円																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	206,359	688	—	207,047	(注) 1
自己株式					
普通株式	1,141	10	450	701	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加 688千株は、新株予約権の行使による増加であります。

2 普通株式の自己株式の増加 10千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少450千株は、単元株とするための買増請求に基づく売却による減少 2千株及び少数株主持分比率の変動による減少 448千株であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	309	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(注) 連結子会社への配当が12百万円含まれております。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	226,026	14,710	—	240,737	(注) 1
自己株式					
普通株式	713	15	1	727	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加株式数14,710千株は、新株予約権の行使による増加であります。

2 普通株式の自己株式の増加株式数15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少千株数 1千株は、単元株とするための買増請求に基づく売却による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	338	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(注) 連結子会社への配当が 12百万円含まれております。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	206,359	19,667	—	226,026	(注) 1
自己株式					
普通株式	1,141	23	451	713	(注) 2

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加株式数19,667千株は、新株予約権の行使による増加であります。
 2 普通株式の自己株式の増加 23千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少451千株数は、単元株とするための買増し請求に基づく売却による減少 2千株及び少数株主持分比率の変動による減少448千株であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	309	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(注) 連結子会社への配当が 12百万円含まれております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	338	その他 利益剰余金	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 36,423	現金預け金勘定 32,698	現金預け金勘定 35,199
定期預け金 △212	定期預け金 △214	定期預け金 △214
普通預け金 △2,841	普通預け金 △837	普通預け金 △784
その他の預け金 △513	その他の預け金 △292	その他の預け金 △291
現金及び現金同等物 32,856	現金及び現金同等物 31,353	現金及び現金同等物 33,909

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (1) 貸主側 ① リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 末残高 取得価額 動産 9,059百万円 その他 749百万円 合計 9,808百万円 減価償却累計額 動産 4,925百万円 その他 465百万円 合計 5,391百万円 中間連結会計期間末残高 動産 4,133百万円 その他 283百万円 合計 4,417百万円 ② 未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1年内 1,632百万円 1年超 3,465百万円 合計 5,098百万円 ③ 受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 983百万円 減価償却費 825百万円 受取利息相当額 151百万円 ④ 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の購入価 額を控除した額を利息相当額と し、各中間連結会計期間への配 分方法については、利息法によ っております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (1) 貸主側 ① リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 末残高 取得価額 動産 8,423百万円 その他 582百万円 合計 9,006百万円 減価償却累計額 動産 4,651百万円 その他 326百万円 合計 4,977百万円 中間連結会計期間末残高 動産 3,772百万円 その他 256百万円 合計 4,028百万円 ② 未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1年内 1,471百万円 1年超 3,157百万円 合計 4,628百万円 ③ 受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 896百万円 減価償却費 746百万円 受取利息相当額 130百万円 ④ 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の購入価 額を控除した額を利息相当額と し、各中間連結会計期間への配 分方法については、利息法によ っております。	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 (1) 貸主側 ① リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び年度末残高 取得価額 動産 8,659百万円 その他 673百万円 合計 9,332百万円 減価償却累計額 動産 4,792百万円 その他 417百万円 合計 5,210百万円 年度末残高 動産 3,867百万円 その他 255百万円 合計 4,122百万円 ② 未経過リース料年度末残高相当 額 1年内 1,531百万円 1年超 3,216百万円 合計 4,747百万円 ③ 受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 1,924百万円 減価償却費 1,611百万円 受取利息相当額 289百万円 ④ 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の購入価 額を控除した額を利息相当額と し、各連結会計年度への配分方 法については、利息法によって おります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
<p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>87百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>91百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>178百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p>	1年内	87百万円	1年超	91百万円	合計	178百万円	<p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>179百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p>	1年内	67百万円	1年超	112百万円	合計	179百万円	<p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>169百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料期末残高相当額であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。</p>	1年内	75百万円	1年超	94百万円	合計	169百万円																		
1年内	87百万円																																					
1年超	91百万円																																					
合計	178百万円																																					
1年内	67百万円																																					
1年超	112百万円																																					
合計	179百万円																																					
1年内	75百万円																																					
1年超	94百万円																																					
合計	169百万円																																					
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 貸主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料に含まれております。</p>	1年内	14百万円	1年超	13百万円	合計	27百万円	1年内	2百万円	1年超	4百万円	合計	7百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 貸主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料に含まれております。</p>	1年内	24百万円	1年超	27百万円	合計	52百万円	1年内	3百万円	1年超	9百万円	合計	13百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 貸主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借主側</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経過リース料であります。</p> <p>なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているのほぼ同額の残高が上記の貸主側の未経過リース料に含まれております。</p>	1年内	14百万円	1年超	12百万円	合計	26百万円	1年内	2百万円	1年超	3百万円	合計	6百万円
1年内	14百万円																																					
1年超	13百万円																																					
合計	27百万円																																					
1年内	2百万円																																					
1年超	4百万円																																					
合計	7百万円																																					
1年内	24百万円																																					
1年超	27百万円																																					
合計	52百万円																																					
1年内	3百万円																																					
1年超	9百万円																																					
合計	13百万円																																					
1年内	14百万円																																					
1年超	12百万円																																					
合計	26百万円																																					
1年内	2百万円																																					
1年超	3百万円																																					
合計	6百万円																																					

[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	997	987	△9
その他	4,986	4,952	△34
外国証券	4,986	4,952	△34
合計	5,984	5,939	△44

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,925	10,267	341
債券	70,026	69,029	△997
国債	62,165	61,223	△942
地方債	1,397	1,402	5
社債	6,463	6,403	△60
その他	12,938	13,193	254
外国証券	5,838	5,888	49
投資信託	7,100	7,304	204
合計	92,891	92,490	△400

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式 55百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,170
その他有価証券	
非上場株式	527
投資事業組合出資金	188

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	998	990	△7
社債	998	998	0
その他	10,572	10,476	△96
外国証券	10,572	10,476	△96
合計	12,568	12,465	△103

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,954	8,959	△994
債券	70,714	69,781	△932
国債	62,651	61,745	△906
地方債	1,613	1,614	1
社債	6,449	6,422	△27
その他	17,796	17,983	187
外国証券	9,835	9,780	△55
投資信託	7,960	8,203	243
合計	98,465	96,725	△1,739

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式383百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,770
その他有価証券	
非上場株式	465
投資事業組合出資金	212

Ⅲ 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	997	988	△9	—	9
その他	5,986	5,986	△0	86	86
外国証券	5,986	5,986	△0	86	86
合計	6,984	6,975	△9	86	95

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	10,400	10,525	124	922	798
債券	69,903	68,850	△1,052	15	1,068
国債	60,159	59,147	△1,011	4	1,015
地方債	1,781	1,786	4	7	3
社債	7,962	7,916	△45	4	50
その他	13,847	14,942	1,095	1,176	81
外国証券	8,337	8,386	48	111	62
投資信託	5,510	6,556	1,046	1,064	18
合計	94,151	94,318	166	2,115	1,948

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は株式64百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,670
その他有価証券	
非上場株式	426
投資事業組合出資金	212

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△400
その他有価証券	△400
(△)繰延税金負債	1
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△401
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△401

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,739
その他有価証券	△1,739
(+)繰延税金資産	6
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,732
(△)少数株主持分相当額	△9
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,723

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	166
その他有価証券	166
(△)繰延税金負債	66
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	100
(△)少数株主持分相当額	△8
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	108

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	120	△0	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	66	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、取引の目的

当行は、資産・負債に係る将来の金利・為替の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引及び固定金利の貸出金・預金の一部につき金利スワップ取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、相場変動リスク回避の目的にのみデリバティブ取引を利用し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利・為替等の相場の変動による市場リスクを有しております。

なお、為替予約取引は信用度の高い国内金融機関を相手方とし、リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のデリバティブ取引は、国際業務室において運用方針、運用枠等を定め、厳正に運用・管理を行っており、定期的に担当役員及び取締役会へ報告しております。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引は行っておりません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	116	—	△0	△0
	買建	73	—	△0	△0
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	8,197	1,596	9,794	—	9,794
(2) セグメント間の内部経常収益	75	86	161	(161)	—
計	8,273	1,683	9,956	(161)	9,794
経常費用	7,771	1,554	9,326	(161)	9,164
経常利益	502	128	630	—	630

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

3 各区分の主な事業の内容

(1) 銀行業関連事業……………銀行業務・信用保証業務等

(2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務等

4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	8,561	1,495	10,056	—	10,056
(2) セグメント間の内部経常収益	74	32	106	(106)	—
計	8,636	1,527	10,163	(106)	10,056
経常費用	7,872	1,476	9,349	(106)	9,242
経常利益	763	50	814	—	814

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

3 各区分の主な事業の内容

(1) 銀行業関連事業……………銀行業務・信用保証業務等

(2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務等

4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。

5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更が、経常費用に与える影響は軽微であります。

6 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、役員退職慰労金は、前中間連結会計期間まで支給時に費用処理することとしておりましたが、前連結会計年度末より会社内規に基づき連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。

これにより、前中間連結会計期間は当中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業の関連事業」が17百万円、「リース業その他事業」が0百万円少なく、経常利益がそれぞれ同額多く計上されております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	16,988	3,114	20,102	—	20,102
(2) セグメント間の内部経常収益	130	129	260	(260)	—
計	17,118	3,244	20,363	(260)	20,102
経常費用	15,525	3,025	18,551	(260)	18,290
経常利益	1,593	218	1,811	—	1,811

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
- 3 各区分の主な事業の内容
- (1) 銀行業関連事業……………銀行業務・信用保証業務等
- (2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務等
- 4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
- 5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理することとしておりましたが、当連結会計年度より会社内規に基づき連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。
- この変更に伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、「銀行業関連事業」について経常費用は35百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

経常収益は全て本邦におけるものであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	112.47	116.64	121.67
1株当たり中間(当期) 純利益	円	2.48	4.40	7.14
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	2.47	4.36	6.85

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	24,316	29,188	28,593
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,108	1,192	1,178
(うち少数株主持分)	百万円	1,108	1,192	1,178
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	23,208	27,995	27,415
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	206,346	240,009	225,313

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	511	1,041	1,509
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	511	1,041	1,509
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	205,673	236,197	211,246
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	568	2,565	8,836
うち新株予約権付社債	千株	568	2,565	8,836
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益の算定に 含めなかった潜在株式の 概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>転換社債型新株予約権付社債の新株への転換</p> <p>当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成18年10月1日から平成18年11月28日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われました。</p> <p>その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,300,000,000円</p> <p>(2) 資本金の増加額 650,000,000円</p> <p>(3) 資本準備金の増加額 650,000,000円</p> <p>(4) 増加した株式の種類及び株数 普通株式 9,249,291株</p> <p>(注) 平成18年11月29日から当該効力発生日までの新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。</p>		<p>転換社債型新株予約権付社債の新株への転換</p> <p>当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成19年4月1日から平成19年5月23日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が全て行われました。</p> <p>その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,700,000,000円</p> <p>(2) 資本金の増加額 850,000,000円</p> <p>(3) 資本準備金の増加額 850,000,000円</p> <p>(4) 増加した株式の種類及び株数 普通株式 14,710,736株</p>

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	36,371	5.81	32,696	5.22	35,148	5.61
コールローン		—	—	5,000	0.80	—	—
商品有価証券		27	0.00	66	0.01	42	0.01
金銭の信託		1,836	0.29	1,988	0.32	1,903	0.30
有価証券	※1,9	100,152	16.00	111,502	17.81	103,416	16.51
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8,10	468,268	74.79	453,798	72.48	465,611	74.32
外国為替	※8	81	0.01	59	0.01	16	0.00
その他資産	※9	7,228	1.15	7,960	1.27	7,202	1.15
有形固定資産	※11, 12,13	14,005	2.24	13,581	2.17	13,745	2.19
無形固定資産		602	0.10	600	0.09	658	0.10
繰延税金資産		5,841	0.93	5,841	0.93	5,768	0.92
支払承諾見返	※17	3,488	0.56	1,856	0.30	2,164	0.35
貸倒引当金	※7	△11,782	△1.88	△8,824	△1.41	△9,165	△1.46
資産の部合計		626,121	100.00	626,128	100.00	626,513	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	582,816	93.08	582,501	93.03	582,114	92.91
借入金	※14	500	0.08	500	0.08	500	0.08
外国為替		1	0.00	—	—	0	0.00
社債	※15	4,500	0.72	4,500	0.72	4,500	0.72
新株予約権付社債	※16	4,400	0.70	—	—	1,700	0.27
その他負債		4,016	0.64	5,218	0.83	4,595	0.73
賞与引当金		—	—	130	0.02	135	0.02
退職給付引当金		2,192	0.35	2,282	0.37	2,252	0.36
役員退職慰労引当金		—	—	141	0.02	135	0.02
再評価に係る繰延税金負債	※11	1,101	0.18	1,099	0.18	1,099	0.18
支払承諾	※17	3,488	0.56	1,856	0.30	2,164	0.35
負債の部合計		603,017	96.31	598,232	95.55	599,198	95.64
(純資産の部)							
資本金		15,927	2.54	18,127	2.89	17,277	2.76
資本剰余金		3,489	0.56	5,689	0.91	4,839	0.77
資本準備金		3,488		5,688		4,838	
その他資本剰余金		0		0		0	
利益剰余金		3,504	0.56	5,208	0.83	4,492	0.71
利益準備金		164		232		164	
その他利益剰余金		3,340		4,976		4,328	
別途積立金		2,300		3,400		2,300	
繰越利益剰余金		1,040		1,576		2,028	
自己株式		△21	△0.00	△24	△0.00	△22	△0.00
株主資本合計		22,900	3.66	29,000	4.63	26,586	4.24
その他有価証券評価差額金		△403	△0.06	△1,723	△0.28	108	0.02
土地再評価差額金	※11	606	0.09	618	0.10	618	0.10
評価・換算差額等合計		202	0.03	△1,104	△0.18	727	0.12
純資産の部合計		23,103	3.69	27,896	4.45	27,314	4.36
負債及び純資産の部合計		626,121	100.00	626,128	100.00	626,513	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,182	100.00	8,558	100.00	16,955	100.00
資金運用収益		6,568		7,022		13,478	
(うち貸出金利息)		(6,023)		(6,133)		(12,104)	
(うち有価証券利息配当金)		(529)		(821)		(1,320)	
役務取引等収益		1,226		1,193		2,417	
その他業務収益		43		89		57	
その他経常収益		343		253		1,001	
経常費用		7,664	93.67	7,755	90.62	15,389	90.76
資金調達費用		420		945		1,031	
(うち預金利息)		(330)		(865)		(862)	
役務取引等費用		562		541		1,004	
その他業務費用		15		16		36	
営業経費	※1	3,939		4,099		7,911	
その他経常費用	※2	2,725		2,152		5,404	
経常利益		518	6.33	802	9.38	1,565	9.24
特別利益	※3	164	2.01	275	3.22	355	2.09
特別損失	※4	80	0.98	9	0.11	309	1.82
税引前中間(当期)純利益		602	7.36	1,068	12.49	1,611	9.51
法人税、住民税及び事業税		11	0.13	14	0.17	23	0.14
法人税等調整額		△29	△0.35	—		△31	△0.19
中間(当期)純利益		620	7.58	1,054	12.32	1,620	9.56

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	15,877	3,438	0	102	1,000	2,047	△19	22,447
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	50	50						100
利益準備金の積立(注)				62		△62		—
剰余金の配当(注)						△309		△309
中間純利益						620		620
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			0				0	0
別途積立金の積立(注)					1,300	△1,300		—
土地再評価差額金の取崩						44		44
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	50	50	0	62	1,300	△1,006	△1	453
平成18年9月30日残高(百万円)	15,927	3,488	0	164	2,300	1,040	△21	22,900

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	395	650	1,046	23,493
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			—	100
利益準備金の積立(注)			—	—
剰余金の配当(注)			—	△309
中間純利益			—	620
自己株式の取得			—	△2
自己株式の処分			—	0
別途積立金の積立(注)			—	—
土地再評価差額金の取崩		△44	△44	—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△799		△799	△799
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△799	△44	△843	△390
平成18年9月30日残高(百万円)	△403	606	202	23,103

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	17,277	4,838	0	164	2,300	2,028	△22	26,586	
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	850	850						1,700	
利益準備金の積立				68		△68		—	
剰余金の配当(注)						△338		△338	
中間純利益						1,054		1,054	
自己株式の取得							△1	△1	
自己株式の処分			△0				0	0	
別途積立金の積立(注)					1,100	△1100		—	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								—	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	850	850	△0	68	1,100	△452	△1	2,413	
平成19年9月30日残高(百万円)	18,127	5,688	0	232	3,400	1,576	△24	29,000	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	27,314
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			—	1,700
利益準備金の積立			—	—
剰余金の配当(注)			—	△338
中間純利益			—	1,054
自己株式の取得			—	△1
自己株式の処分			—	0
別途積立金の積立(注)			—	—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△1,832		△1,832	△1,832
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,832	—	△1,832	581
平成19年9月30日残高(百万円)	△1,723	618	△1,104	27,896

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	15,877	3,438	0	102	1,000	2,047	△19	22,447
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,400	1,400						2,800
利益準備金の積立(注)				62		△62		—
剰余金の配当(注)						△309		△309
当期純利益						1,620		1,620
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分			0				0	0
別途積立金の積立(注)					1,300	△1,300		—
土地再評価差額金の取崩						32		32
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								—
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,400	1,400	0	62	1,300	△18	△3	4,139
平成19年3月31日残高(百万円)	17,277	4,838	0	164	2,300	2,028	△22	26,586

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	395	650	1,046	23,493
事業年度中の変動額				
新株の発行			—	2,800
利益準備金の積立(注)			—	—
剰余金の配当(注)			—	△309
当期純利益			—	1,620
自己株式の取得			—	△3
自己株式の処分			—	0
別途積立金の積立(注)			—	—
土地再評価差額金の取崩		△32	△32	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△286		△286	△286
事業年度中の変動額合計(百万円)	△286	△32	△318	3,820
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	27,314

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(株式については中間期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等(株式については期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更が経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～15年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ21百万円減少しております。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,247百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,529百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,461百万円であります。</p>
	—	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については平均残存勤務期間の短縮により、当期より過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理費用を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が4百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が9百万円増加しております。</p>
		<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>役員退職慰労金は、前中間会計期間まで支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、前事業年度末より会社内規に基づき事業年度末支給額を引当計上する方法に変更しております。</p> <p>これにより、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、経常利益は17百万円、税引前中間純利益は117百万円多く計上されております。</p>	
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	同左	同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	
		<p>(役員退職慰労引当金) 従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、当事業年度末より会社内規に基づき当事業年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。 この変更に伴い、当事業年度の発生額35百万円は営業経費に、過年度分100百万円は特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は35百万円、税引前当期純利益は135百万円それぞれ減少しております。 なお、この変更は上記報告をうけて行っていることから、当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、税金等調整前中間純利益は117百万円多く計上されております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,103百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は27,314百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
		<p>(自行保証付私募債の保証に係る支払承諾)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比較して、支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,580百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から次のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 19百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,895百万円、延滞債権額は30,141百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は154百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,970百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,162百万円であります。 なお、上記※2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 19百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,389百万円、延滞債権額は21,757百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は167百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,060百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,374百万円であります。 なお、上記※2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関連会社の株式総額 19百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,056百万円、延滞債権額は22,928百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は99百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,506百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,425百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は5,893百万円であります。</p>	<p>※6 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、6,366百万円であります。</p>																								
<p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間期末残高の総額は、18,993百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額33,189百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は14,840百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,228百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額29,069百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※7 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、17,051百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を、14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>																								
<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,562百万円であります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,894百万円であります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,462百万円であります。</p>																								
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 1220 478 1355"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>778百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,937百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,405百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社の借入金の担保として、有価証券794百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産には、保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等が1百万円それぞれ含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	778百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,937百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="574 1220 893 1355"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>409百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,650百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,001百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社の借入金の担保として、有価証券796百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金188百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	409百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,650百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="989 1220 1308 1355"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>594百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券794百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	担保に供している資産		有価証券	594百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,400百万円
担保に供している資産																										
有価証券	778百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	2,937百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	409百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	1,650百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	594百万円																									
担保資産に対応する債務																										
預金	2,400百万円																									

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,181百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,581百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,844百万円あります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,297百万円あります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
3,429百万円	3,522百万円	3,519百万円
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,302百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,500百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,359百万円
※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※14 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※14 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※14 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。
※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。	※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。	※15 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。
※16 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債4,400百万円であります。	※16 ———	※16 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債1,700百万円であります。
※17 ———	※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,680百万円であります。 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、前事業年度末より相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,080百万円減少します。	※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,580百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																				
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>249百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却986百万円及び貸倒引当金繰入額1,451百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なものは、償却債権取立益163百万円であります。</p> <p>※4 減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ4ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th colspan="2">福島県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産 3ヶ所</td> <td>遊休資産 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>6百万円</td> <td>33百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	建物・動産	249百万円	その他	85百万円	地域	福島県内		主な用途	遊休資産 3ヶ所	遊休資産 1ヶ所	種類	土地	建物	減損損失	6百万円	33百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>82百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額370百万円、貸出金償却1,231百万円及び株式等償却383百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なものは、償却債権取立益275百万円であります。</p> <p>※4 ———</p>	有形固定資産	255百万円	無形固定資産	82百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>510百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>165百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額660百万円、貸出金償却2,326百万円及び債権売却損2,103百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なものは、償却債権取立益354百万円であります。</p> <p>※4 特別損失の主なものは、減損損失148百万円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額100百万円であります。</p> <p>当行は、減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ10ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>福島県内</th> <th>福島県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な用途</td> <td>事業用 資産1ヶ所</td> <td>遊休資産 9ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地・建物</td> <td>その他の 有形固定 資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>140百万円</td> <td>7百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の内訳は、建物500百万円、土地90百万円、その他の有形固定資産7百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	510百万円	無形固定資産	165百万円	地域	福島県内	福島県内	主な用途	事業用 資産1ヶ所	遊休資産 9ヶ所	種類	土地・建物	その他の 有形固定 資産	減損損失	140百万円	7百万円
建物・動産	249百万円																																					
その他	85百万円																																					
地域	福島県内																																					
主な用途	遊休資産 3ヶ所	遊休資産 1ヶ所																																				
種類	土地	建物																																				
減損損失	6百万円	33百万円																																				
有形固定資産	255百万円																																					
無形固定資産	82百万円																																					
有形固定資産	510百万円																																					
無形固定資産	165百万円																																					
地域	福島県内	福島県内																																				
主な用途	事業用 資産1ヶ所	遊休資産 9ヶ所																																				
種類	土地・建物	その他の 有形固定 資産																																				
減損損失	140百万円	7百万円																																				

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	120	10	2	129	(注)
合計	120	10	2	129	

(注) 普通株式の自己株式の増加10千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少2千株は、単元株とするための買増し請求に基づく売却による減少であります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	140	15	1	154	(注)
合計	140	15	1	154	

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数 15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少株式数 1千株は、単元株とするための買増し請求に基づく売却による減少であります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	120	23	2	140	(注)
合計	120	23	2	140	

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数 23千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少株式数 2千株は、単元株とするための買増し請求に基づく売却による減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>326百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>326百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>301百万円</td></tr> </table> <p>中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24百万円</td></tr> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table> <p>③ 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	326百万円	合計	326百万円	動産	301百万円	合計	301百万円	動産	24百万円	合計	24百万円	1年内	22百万円	1年超	4百万円	合計	27百万円	支払リース料	56百万円	減価償却費相当額	50百万円	支払利息相当額	1百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>46百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>42百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>42百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr> </table> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr> </table> <p>③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	46百万円	合計	46百万円	動産	42百万円	合計	42百万円	動産	4百万円	合計	4百万円	1年内	3百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	4百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>46百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>37百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table> <p>③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>74百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>65百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	46百万円	合計	46百万円	動産	37百万円	合計	37百万円	動産	9百万円	合計	9百万円	1年内	7百万円	1年超	2百万円	合計	9百万円	支払リース料	74百万円	減価償却費相当額	65百万円	支払利息相当額	2百万円
動産	326百万円																																																																									
合計	326百万円																																																																									
動産	301百万円																																																																									
合計	301百万円																																																																									
動産	24百万円																																																																									
合計	24百万円																																																																									
1年内	22百万円																																																																									
1年超	4百万円																																																																									
合計	27百万円																																																																									
支払リース料	56百万円																																																																									
減価償却費相当額	50百万円																																																																									
支払利息相当額	1百万円																																																																									
動産	46百万円																																																																									
合計	46百万円																																																																									
動産	42百万円																																																																									
合計	42百万円																																																																									
動産	4百万円																																																																									
合計	4百万円																																																																									
1年内	3百万円																																																																									
1年超	1百万円																																																																									
合計	4百万円																																																																									
支払リース料	5百万円																																																																									
減価償却費相当額	4百万円																																																																									
支払利息相当額	0百万円																																																																									
動産	46百万円																																																																									
合計	46百万円																																																																									
動産	37百万円																																																																									
合計	37百万円																																																																									
動産	9百万円																																																																									
合計	9百万円																																																																									
1年内	7百万円																																																																									
1年超	2百万円																																																																									
合計	9百万円																																																																									
支払リース料	74百万円																																																																									
減価償却費相当額	65百万円																																																																									
支払利息相当額	2百万円																																																																									

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>転換社債型新株予約権付社債の新株への転換</p> <p>当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成18年10月1日から平成18年11月28日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われました。</p> <p>その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,300,000,000円</p> <p>(2) 資本金の増加額 650,000,000円</p> <p>(3) 資本準備金の増加額 650,000,000円</p> <p>(4) 増加した株式の種類及び株数 普通株式 9,249,291株</p> <p>(注) 平成18年11月29日から当該効力発生日までの新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。</p>		<p>転換社債型新株予約権付社債の新株への転換</p> <p>当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成19年4月1日から平成19年5月23日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が全て行われました。</p> <p>その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,700,000,000円</p> <p>(2) 資本金の増加額 850,000,000円</p> <p>(3) 資本準備金の増加額 850,000,000円</p> <p>(4) 増加した株式の種類及び株数 普通株式 14,710,736株</p>

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(提出会社における取立不能又は取立遅延債権の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。 平成19年9月12日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

[前へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月28日

株式会社福島銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 俊 光 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 日 下 靖 規 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 高 志 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 俊 光 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 高 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月28日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	俊	光	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	日	下	靖	規	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	瀬	高	志	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第141期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 俊 光 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 高 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第142期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。